

利用負担金の徴収代行に関する説明

1. 利用負担金の徴収代行スキーム④に関する補足説明

◇当社の工事担当者が通報機器の設置工事完了後、添付の利用負担金口座振替承諾書< J >と口座振替依頼書< K >を利用者や親族に各 2 通作成、押印してもらい各 1 通を手交

2. 徴収代行する利用負担金の定義

◇自治体が定めた通報機器の利用者や親族に課す月額の利用負担金額または手数料込利用負担金額

3. 月額利用負担金または手数料込利用負担金の徴収期間

◇利用者に通報機器を設置した翌月から撤去した当月までの期間

4. 月額利用負担金または手数料込利用負担金の徴収代行に関する基本規定

◇徴収代行には 1 回当たり 1 5 0 円（消費税別途）の口座振替手数料が必要、また口座振替が不能の場合でも手数料は必要

◇月額利用負担金（手数料が自治体負担の場合）または手数料込月額利用負担金（手数料が利用者・親族負担の場合）は通報機器を設置した翌月分を設置月の翌々月 1 2 日から、撤去した当月分を撤去月の翌月 1 2 日まで毎月 1 2 日に利用者や親族から口座振替

◇口座振替が一時的に不能になった場合は、翌月以後の月額利用負担金または手数料込月額利用負担金に、不能になった月額利用負担金または手数料込月額利用負担金を加算して利用者や親族から口座振替

◇口座振替の委託業者は三菱 UFJ ニコス株式会社とし、口座振替の印字社名は株式会社アルファではなく商品名のジシタスケ

5. 負担金利用者用と無償利用者用の通報機器が混用の契約・管理で手数料が自治体負担の場合に関する説明

（1）月額利用負担金の徴収代行と手数料の請求（添付資料を参照）

◇月額利用負担金は利用者や親族から口座振替、また手数料は自治体に請求

（2）徴収代行した月額利用負担金の清算方法（添付資料を参照）

◇自治体に提出する賃借料・定額業務料等の請求書に利用負担金口座振替報告書（添付資料を参照）に基づく月額利用負担金を減算計上して清算

（3）通報機器を撤去した場合の清算方法

◇通報機器を撤去した翌月から新規の負担金利用者に設置する月までの清算は不要

（4）口座振替が永続的に不能になった場合の清算方法

◇自治体の指示で通報機器は撤去し、撤去月までの口座振替不能期間の手数料だけを自治体に請求して清算

6. 負担金利用者用と無償利用者用の通報機器が混用の契約・管理で手数料が利用者・親族負担の場合に関する説明

（1）手数料込月額利用負担金の徴収代行

◇手数料込月額利用負担金を利用者や親族から口座振替

- (2) 徴収代行した手数料込月額利用負担金の清算方法（添付資料を参照）
 - ◇自治体に提出する賃借料・定額業務料等の請求書に利用負担金口座振替報告書（添付資料を参照）に基づく手数料込月額利用負担金のうち月額利用負担金だけを減算計上して清算
- (3) 通報機器を撤去した場合の清算方法
 - ◇通報機器を撤去した翌月から新規の負担金利用者に設置する月までの清算は不要
- (4) 口座振替が永続的に不能になった場合の清算方法
 - ◇自治体の指示で通報機器は撤去し、撤去月までの口座振替不能期間の手数料込月額利用負担金のうち手数料だけを自治体に請求して清算

7. 負担金利用者用と無償利用者用の通報機器が個別の契約・管理で手数料が自治体負担の場合の説明

- (1) 月額利用負担金の徴収代行と手数料の請求（添付資料を参照）
 - ◇月額利用負担金は利用者や親族から口座振替、また手数料は自治体に請求
- (2) 徴収代行した月額利用負担金の清算方法（添付資料を参照）
 - ◇自治体に提出する賃借料・定額業務料等の請求書に利用負担金口座振替報告書（添付資料を参照）に基づく月額利用負担金を減算計上して清算
- (3) 通報機器を撤去した場合の清算方法
 - ◇通報機器を撤去した翌月から新規の負担金利用者に設置する月までの清算は不要
- (4) 口座振替が永続的に不能になった場合の清算方法
 - ◇自治体の指示で通報機器は撤去し、撤去月までの口座振替不能期間の月額利用負担金と手数料を自治体に請求して清算

8. 負担金利用者用と無償利用者用の通報機器が個別の契約・管理で手数料が利用者・親族負担の場合の説明

- (1) 手数料込月額利用負担金の徴収代行
 - ◇手数料込月額利用負担金を利用者や親族から口座振替
- (2) 徴収代行した手数料込月額利用負担金の清算方法（添付資料を参照）
 - ◇自治体に提出する賃借料・定額業務料等の請求書に利用負担金口座振替報告書（添付資料を参照）に基づく手数料込月額利用負担金のうち月額利用負担金だけを減算計上して清算
- (3) 通報機器を撤去した場合の清算方法
 - ◇通報機器を撤去した翌月から新規の負担金利用者に設置する月までの清算は不要
- (4) 口座振替が永続的に不能になった場合の清算方法
 - ◇自治体の指示で通報機器は撤去し、撤去月までの口座振替不能期間の手数料込月額利用負担金を自治体に請求して清算

9. 最良の利用負担金制度に関する説明

- ◇前項 5 ～前項 8 までの利用負担金制度のうち、前項 6 の制度が下記の事由により最良
 - ①負担金利用者用と無償利用者用の通報機器を相互流用でき、また利用者の条件変更時の業務処理が容易なため、前項 7 と前項 8 より経済的で合理的
 - ②自治体に対する毎月の手数料請求が不要なため、前項 5 より経済的で合理的

「通報システム」利用負担金口座振替差入承諾書(月払)

アルファ提出用

自治体名

事業名

自治体様の指示に従い、株式会社アルファが利用者様に設置する「通報システム」について、利用者様または親族様は下記の全事項を了承して、自治体様の貸与機器を使用することを承認しましたので、必要事項を記入し印鑑を押した承諾書を提出します。

利用者様	「通報システム」設置・使用日		令和 年 月 日		利用者コード		
	住所						
	氏名		署名		承諾書(保有用)受領印	⑩	

親族様	「通報システム」設置申込日		令和 年 月 日		利用者続柄		
	住所						
	氏名		利用負担金口座振替差入承諾書(保有用)の受領印			⑩	

(注1) 利用者様から口座振替する場合は、親族様欄の記入は一切不要で、利用者様に署名をし印鑑を押していただきます。

(注2) 親族様から口座振替する場合は、親族様に申込日・続柄・住所・氏名を記入し印鑑を押していただきます。

記

1. 使用機器

救助通報機 1 台と無線発信器 1 台の「じしんたすけ」通報システム 1 セット

2. 使用条件

(1) 利用負担金

①設置年度内は使用機器 1 セットで月額 円(税込)

②設置年度以降は使用機器 1 セットで月額 円(税込)

(2) 利用負担金の支払先

株式会社 アルファ

(3) 利用負担金の対象月

使用機器を設置した月の翌月から撤去した月の当月までの毎月

(4) 利用負担金の支払方法

使用機器を設置した翌月分を設置月の翌々月12日から、撤去した当月分までを毎月12日に口座振替、また口座振替の不能月分は翌月に加算して口座振替

(5) 利用負担金の振替口座

利用者様または親族様の金融機関口座

(6) 利用負担金の口座振替名

ジシintasuke

(7) 利用負担金の口座振替事業者

三菱UFJニコス株式会社

「通報システム」利用負担金口座振替差入承諾書(月払)

利用者様等保有用

様または親族様

自治体名

事業名

自治体様の指示に従い、株式会社アルファが利用者様に設置する「通報システム」について、利用者様または親族様は下記の全事項を了承して、自治体様の貸与機器を使用することを承認しましたので、承諾書を作成して差し入れ、保有用の承諾書を受け取りました。

株式会社アルファは自治体様の事業により知り得た利用者様に関する個人情報については、自治体様が定める「個人情報保護条例」を遵守いたします。

記

1. 使用機器

救助通報機 1 台と無線発信器 1 台の「じしんたすけ」通報システム 1 セット

2. 使用条件

(1) 利用負担金

①設置年度内は使用機器 1 セットで月額 円(税込)

②設置年度以降は使用機器 1 セットで月額 円(税込)

(2) 利用負担金の支払先

株式会社 アルファ

(3) 利用負担金の対象月

使用機器を設置した月の翌月から撤去した月の当月までの毎月

(4) 利用負担金の支払方法

使用機器を設置した翌月分を設置月の翌々月12日から、撤去した当月分までを毎月12日に口座振替、また口座振替の不能月分は翌月に加算して口座振替

(5) 利用負担金の振替口座

利用者様または親族様の金融機関口座

(6) 利用負担金の口座振替名

ジシintasuke

(7) 利用負担金の口座振替事業者

三菱UFJニコス株式会社

東京都中野区新井1-1-16

株式会社 アルファ

総合通報事業部

0120-144-294